

## 一部事務組合の統廃合協議事項

協議項目	調整方針	承認
1 一部事務組合の統廃合の方針	沼田市外二箇村清掃組合及び利根東部衛生施設組合（以下これらを「清掃組合」という。）は解散することとし、ごみ処理施設の設置、維持管理及び処理に係る事務は、利根沼田広域市町村圏振興整備組合に承継する。ただし、清掃組合が、現在共同処理している他の事務については、今後、清掃組合と構成市町村間で協議を行うものとする。統廃合後の組合の名称は「利根沼田広域市町村圏振興整備組合」を基本とする。	第5回理事会
2 統廃合協議の進め方	清掃組合及びその構成市町村は、解散に向けて調整を図り、広域組合との協議が必要な事項は広域組合及びその構成市町村と協議を行う。	第5回理事会
3 組合の解散時期	沼田市外二箇村清掃施設組合及び利根東部衛生施設組合は、新施設の稼働にあわせて解散する。 （原則、令和14年3月31日に解散）	第12回理事会
4 事務の移管時期		
(1) ごみ処理施設の設置、維持管理及び処理に関する事務（二箇村、利根東部）	現行のごみ処理施設の設置、維持管理及び処理に関する事務は、それぞれ現在の組合が行うこととする。（他団体への事務移管は生じない）	第12回理事会
(2) し尿処理施設の設置、維持管理及び処理に関する事務（二箇村）	利根沼田広域市町村圏振興整備組合が承継することとし、合理化を図るため、移管時期は（仮）令和12年4月1日（解散の2年前）とする。なお、財産の承継（処分）及び負担金の割合については、当該協議項目で調整する。	第12回理事会
(3) 廃棄物の収集に関する事務（利東）	片品村及び沼田市が、それぞれ単独で行うこととし、移管時期は、新施設の稼働にあわせて（仮）令和14年4月1日とする。	第12回理事会
(4) 最終処分場の設置、維持管理及び処理に関する事務（利根東部）	（1）組合解散後の事務処理については、施設の位置を考慮して沼田市が行い、費用負担に関しては、利根東部衛生施設組合同規約第13条第2項による負担金の割合とする。 （2）移管時期は、新施設の稼働にあわせて（仮）令和14年4月1日とする。 （3）責任及びリスク分担は、片品村及び沼田市が負うものとする。	第12回理事会
5 組合財産の処分		

(1) 現金	<p>(1) 沼田市外二箇村清掃施設組合の財産（現金。基金を含む。）は、沼田市外二箇村清掃施設組規約第13条第2項第1号イの規定による負担金の割合で沼田市、川場村、昭和村に帰属させる（分配する）。</p> <p>(2) 利根東部衛生施設組合の財産（現金。基金を含む。）は、利根東部衛生施設組規約第13条第2項の規定による負担金の割合で沼田市及び片品村に帰属させる（分配する）。</p>	第12回理事会
(2) 土地	<p>(1) 沼田市外二箇村清掃施設組合の財産（土地）は、利根沼田広域市町村圏振興整備組合に帰属させる。</p> <p>(2) 利根東部衛生施設組合の財産（土地）のうち尾瀬クリーンセンターの土地（片品村有地）は片品村に返還し、最終処分場の土地（利根東部衛生施設組合所有地）は片品村及び沼田市の共有財産（持ち分はそれぞれ1/2）として帰属させる。</p>	第12回理事会
(3) 建物	<p>(1) 沼田市外二箇村清掃施設組合の財産（建物）は、利根沼田広域市町村圏振興整備組合に帰属させる。</p> <p>(2) 利根東部衛生施設組合の財産（建物）のうち尾瀬クリーンセンターの建物は片品村及び沼田市の共有財産（持ち分はそれぞれ1/2）として帰属させる。ただし、建物の利用方法によっては帰属先が変更になる場合がある。最終処分場の建物は片品村及び沼田市の共有財産（持ち分はそれぞれ1/2）として帰属させる。</p>	第12回理事会
(4) 動産	<p>(1) 沼田市外二箇村清掃施設組合の財産（動産）は、利根沼田広域市町村圏振興整備組合に帰属させる。</p> <p>(2) 利根東部衛生施設組合の財産（動産）のうち尾瀬クリーンセンターの動産は片品村及び沼田市の共有財産（持ち分はそれぞれ1/2）として帰属させる。ただし、動産の利用方法によっては帰属先が変更になる場合がある。最終処分場の動産は片品村及び沼田市の共有財産（持ち分はそれぞれ1/2）として帰属させる。</p>	第12回理事会
(5) 債権	沼田市外二箇村清掃施設組合及び利根東部衛生施設組合の財産（債権）は、利根沼田広域市町村圏振興整備組合に帰属させる。	第12回理事会
(6) 債務	沼田市外二箇村清掃施設組合及び利根東部衛生施設組合の財産（債務）は、利根沼田広域市町村圏振興整備組合に帰属させる。	第12回理事会
(7) 地方債	沼田市外二箇村清掃施設組合及び利根東部衛生施設組合の財産（地方債）は、利根沼田広域市町村圏振興整備組合に帰属させる（現在、該当なし）。	第12回理事会
6 組合職員の採用	利根沼田広域市町村圏振興整備組合が新たに共同処理する事務の業務量を推計した上で職員全体の年齢構成や人事管理等を考慮し、組織の活力を維持できるよう、長期的な計画に基づき職員採用を行うものとする。	第12回理事会
7 加入する一部事務組合等との協議	現行の運用を引き継ぎ、市町村等職員への退職手当の支給事務及び業務中に被災した市町村等の議会議員や非常勤職員への損害補償事務を群馬県市町村総合事務組合において共同処理する。 群馬県市町村公平委員会の共同設置を継続する。	第7回理事会

8	一部事務組合規約の改正・廃止手続	各組合は、それぞれの規約の改正（変更）・廃止手続を行うこととする。 事務の移管時期が組合の解散前となる場合は、適宜規約の改正（変更）手続を行うこととする。	第12回理事会
9	統合組合の組織機構	現行の組織機構を参考に、利根沼田広域市町村圏振興整備組合内に新施設の設置、維持管理及び処理を行う組織（衛生センター業務を含む。）として、1課2係の組織を設置する。	第12回理事会
10	職員の任用（採用）方針	（1）沼田市外二箇村清掃施設組合の一般職の職員は、利根沼田広域市町村圏振興整備組合が引き継ぐ。 （2）利根東部衛生施設組合の一般職の職員は、利根沼田広域市町村圏振興整備組合又は片品村が引き継ぐ。 （3）職名及び任用については、統廃合時の利根沼田広域市町村圏振興整備組合又は片品村の例による。 （4）職員の給与については、適正化の観点からその基準を統一する。現職員については、現給を保障し、統廃合後速やかに給料の格差是正を行う。	第12回理事会
11	統廃合後の職員に関すること		
	（1）採用（試験、計画）	利根沼田広域市町村圏振興整備組合の運用を引き継ぐ。	第10回理事会
	（2）職員の任免（分限、懲戒）	利根沼田広域市町村圏振興整備組合の運用を引き継ぐ。	第10回理事会
	（3）職員の服務	利根沼田広域市町村圏振興整備組合の運用を引き継ぐ。	第10回理事会
	（4）昇任、昇給、昇格	利根沼田広域市町村圏振興整備組合の運用を引き継ぐ。	第10回理事会
	（5）給料、諸手当	利根沼田広域市町村圏振興整備組合の運用を引き継ぐこととし、清掃作業手当は沼田市外二箇村清掃施設組合の運用を引き継ぐ。	第10回理事会
	（6）公務災害補償	現行の運用を引き継ぐ。	第10回理事会
	（7）旅費	利根沼田広域市町村圏振興整備組合の運用を引き継ぐ。	第10回理事会
	（8）人事評価	利根沼田広域市町村圏振興整備組合の運用を引き継ぐ。	第10回理事会
	（9）休暇、職務免除	利根沼田広域市町村圏振興整備組合の運用を引き継ぐ。	第10回理事会
	（10）研修	利根沼田広域市町村圏振興整備組合の研修内容を引き継ぐ。（沼田市外二箇村清掃施設組合及び利根東部衛生施設組合が実施している廃棄物処理施設の維持管理等に関する研修は引き継ぐ。）	第10回理事会
	（11）福利厚生	利根沼田広域市町村圏振興整備組合の運用を引き継ぐ。	第10回理事会

(12) 職員組合	職員団体から、一部事務組合の統廃合協議に関し、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、及びこれに附帯して、社交的又は厚生的活動を含む適法な活動に係る事項に関し、適法な交渉の申入れがあつた場合には、その申入れに応ずべき地位に立つものとする。統廃合前は各一部事務組合が交渉に当たるものとし、統廃合後は利根沼田広域市町村圏振興整備組合が交渉に当たるものとする。	第10回理事会
12 統廃合後の議員定数		
13 負担金の割合		
(1) 建設費	施設整備に係る協議事項(12-(1))で協議	
(2) 新施設稼働後の維持管理費	施設整備に係る協議事項(12-(2))で協議	
(3) 衛生センターの維持管理費	平均割10%、搬入量割90%とする。	第21回理事会
(4) 衛生センターの工事請負費	平均割17.5%、人口割82.5%とする。	第21回理事会
14 事務管理システム	統廃合時の利根沼田広域市町村圏振興整備組合の運用を引き継ぐ。	第7回理事会
15 条例、規則、訓令等の制定改廃	利根沼田広域市町村圏振興整備組合の運用を引き継ぐ。上程する議案を含めて、同組合事務局で事務を行う。	第12回理事会